

第1 目的及びその適用範囲等

1 目的

この計画は、〇〇〇〇株式会社の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この計画に定めた事項については、次の部分及び者に適用する。

- (1) 当該管理権原の及ぶ範囲は、〇階の〇〇〇〇株式会社の部分とする。
 - (2) 〇〇〇〇株式会社 に勤務し、出入りするすべての者
 - (3) その他
-
-

3 防火管理業務の一部委託について（ 該当・非該当 ）

- (1) 委託者からの指揮命令
委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- (2) 委託者への報告
受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。
- (3) 防火管理業務の委託状況
別表8「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者

- (1) 管理権原者は、〇〇〇〇株式会社の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合は、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

2 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督
- (4) 防火対象物の法定点検の立会い
- (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策
- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 防火・防災教育の実施
- (10) 管理権原者に対する助言及び報告
- (11) 放火防止対策
- (12) その他 _____

第3 消防機関との連絡等

1 消防機関へ報告、連絡する事項

- (1) 管理権原者は、防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき「防火管理者選任（解任）届出」を届出なければならない。
- (2) 防火管理者は、消防計画を作成したとき、又は変更したときは「消防計画作成（変更）届出」を届出なければならない。
- (3) 防火管理者は、消火、避難訓練等を実施するときは、訓練実施の通報をしなければならない。
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果を_____年に1回報告しなければならない。
- (5) _____

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

- (1) 管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。
- (2) 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等・特殊消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に受け渡すものとする。

第4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

- (1) 防火管理者、火元担当責任者、火元責任者 が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。
- (2) 別表1は、全従業員 に周知し、さらに休憩室など見やすい場所等に掲示する。

2 自主的に行う検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて実施する。

ア 日常的に行う検査は、別表2「自主検査チェック表（火気管理）」及び別表3「自主検査チェック表（避難管理）」に基づき、各担当区域の火元責任者 が実施する。

イ 定期的に行う検査は、別表4「自主検査チェック表（定期）」に基づき、各担当区域の火元責任者 が実施する。なお実施時期は、〇月と〇月の年〇回 とする。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

法定点検の他に、自主点検を実施する。

ア 自主点検は、別表5「消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、防火担当責任者 が実施する。

イ 実施時期は、〇月と〇月の年2回 とする。

3 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

- (1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、〇〇防災株式会社 が、別表6により行う。
- (2) 防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければならない。

4 報告等

- (1) 防火管理者は、点検結果の内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。
- (2) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画をたてなければならない。

第5 厳守事項

1 従業員が守るべき事項

(1) 避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア 避難施設や防火設備には、物品を置かない。

イ 階段等の出入口に設けられている扉の開閉を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

ウ その他

(2) 火気管理等

ア 喫煙管理について常に注意し、終業時等に吸殻の点検を行う。

イ 喫煙は指定された場所で行う。

ウ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ 火気設備器具は指定された場所で使用する。

オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

キ その他

(3) 放火防止対策

ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

イ 物置、空室、倉庫等の施錠を行う。

ウ 建物内外の整理整頓を行う。

エ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

オ その他

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

(2) 工事中の安全対策

(3) 火気の使用制限

(4) その他

第6 自衛消防組織等

1 組織の編成

自衛消防組織の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）は、別表7のとおりとし、周知及び事務室、休憩室の見やすいところに掲示する。

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

(1) 通報・連絡

- ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報するとともに、周囲の者に連絡する。
- イ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。
- ウ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

(2) 初期消火

- ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
- イ 初期消火担当は、近くにある消火器を用いて消火する。

(3) 避難誘導

- ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- イ 放送設備、拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- ウ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

(4) 安全防護

逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

(5) 応急救護

- ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
- イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

3 自衛消防隊の活動範囲

自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とするが、近接する建物からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

第7 休日、夜間の防火管理体制

緊急連絡先 TEL〇〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇 氏名〇〇〇〇

1 休日、夜間に在館者がいる場合

(1) 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

(2) 休日夜間における自衛消防活動

勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

ア 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

イ 初期消火

全員が協力して、消火器、屋内消火栓設備を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

ウ 避難誘導

放送設備、拡声器等を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

エ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

2 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、警備会社からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

第8 地震対策

1 日常の地震対策

- (1) 地震対策を実施する責任者は、 〇〇〇〇 とする。
- (2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。
 - ア ロッカー等の転倒防止措置を行う。
 - イ 窓ガラスの飛散防止措置及び看板等の落下防止措置を行う。
 - ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
 - エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
- (3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

備蓄品目	備蓄場所
<ul style="list-style-type: none">・ 飲料水・ 非常用食料・ 医薬品・ 懐中電灯・ 携帯ラジオ・	1階倉庫又は事務室

2 地震後の安全措置

- (1) 地震発生後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 出火防止（火気設備器具の元栓・器具栓の閉止又は電源遮断等）
- (3) 出火状況の確認、ケガ人の発生状況を確認する。
- (4) 地震動終了後、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (5) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

3 地震時の活動

地震時の活動は、「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

- (1) 情報収集等
通報連絡担当は、次のことを行う。
 - ア テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。
 - イ 混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいるお客様等に知らせる。

(2) 救出、救護

ア 救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。

イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

(3) 避難誘導等

各避難誘導担当は、お客様の混乱防止に努め、次のことを行う。

ア 在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の周りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。

イ 在館者を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所（〇〇町〇〇丁目 〇〇小学校）までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

ウ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

エ 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。

4 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

警戒宣言が発せられた場合、自衛消防隊は別表7に定める任務を行う。

(1) 警戒宣言が発せられた場合における営業方針

原則として、営業は中止し、観客等が困難しないで退場できるようにする。

(2) 関係者・お客様に対する警戒宣言が発せられた場合の情報の伝達方法
放送設備・拡声器等により情報の伝達を実施する。

(3) 地震による被害の防止措置

ア 地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とする。

イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置及びロッカー等の転倒・落下防止を実施する。

ウ その他

第9 防災教育

1 防災教育の実施時期等

次により防災教育を行うものとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施者（防火管理者等）
新入社員	採用時	採用時	防火管理者
正社員	○月と○月	年2回	防火担当責任者
アルバイト	採用時、朝礼時	必要の都度	火元責任者

2 自衛消防隊員等の育成

管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防組織の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。

3 防災教育の内容及び実施方法

(1) 防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育する。

ア 消防計画のうち、主に全従業員が守るべき事項及び火災発生時の対応及び地震時の対応について教育する。

イ その他火災予防上必要な事項

(2) 防災教育の実施方法

ア 新入社員等採用時の研修期間中に実施する。

イ 毎日の朝礼時又は終業時にあわせて実施する。

ウ その他

第10 訓練

1 訓練の実施時期等

- (1) 防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

訓練種別	実施月日	訓練内容
総合訓練	月 日	消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施する。
	月 日	
消火訓練	月 日	消火設備（器具）の取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
	月 日	
通報訓練	月 日	消防機関（119）への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
	月 日	
避難訓練	月 日	避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。
	月 日	

- (2) 訓練の実施時期に合わせ、警戒宣言が発せられた場合を想定した訓練を実施するものとする。
- (3) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。
- (4) 防火管理者は訓練を実施しようとするとき、あらかじめその旨を消防機関へ通報する。

2 訓練時の安全対策

訓練時における事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

- (1) 訓練実施前
訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。
- (2) 訓練実施時
訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。
- (3) 訓練終了後
使用資器材収納時は、手袋・ヘルメットを着装させるなど十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

防火管理者は、訓練終了後直ちに実施結果について検討し、その検討内容を記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

別表1 日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

防 火 管 理 者				役職・氏名			
防火担当責任者		火元責任者		防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	氏名	担当区域	氏名	担当区域	氏名	担当区域	氏名
担 当 者 の 任 務							
防火管理者		<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の防火管理業務の統括責任者 ・防火担当責任者と火元責任者に対し指揮監督を行う。 					
防火担当責任者		<ul style="list-style-type: none"> ・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。 ・防火管理者の補佐を行う。 					
火元責任者		<ul style="list-style-type: none"> ・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック表」などに基つきチェックし、防火管理者に報告する。 					
従業員等の注意事項							
<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入り口などの周辺には物品を置かないこと。 2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 3 火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。 4 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。 5 従業員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。 6 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。 7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。 9 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。 10 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。 11 電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。 12 火元責任者は、担当区域の火気の状態を責任を持って管理すること。 							

別表2 自主検査チェック表（火気管理）

_____月

実施責任者		担 当 区 域						
日	曜 日	実 施 項 目						
		吸殻の処 理	終業時 の火気 の確認	電源の 遮断の 確認	倉庫等 の施錠 確認	火気設備 器具の異 常の確認	電気器具 の配線老 化・損傷	その他（共用 部分の可燃 物の有無等）
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
							防火管理 者確認	

（備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

（凡例）○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表3 自主検査チェック表（避難管理）

実施責任者				担当範囲			
実施日時		／ 時		／ 時		／ 時	
実施項目		確認箇所	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況	
避難障害	避難口						
	廊下通路						
	階段						
閉鎖障害	防火戸、防火シャッター						
操作障害等	屋内消火栓						
	自火報						
備考							
					防火管理者 確認		

（備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

（凡例）○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表4 自主検査チェック表（定期）

実施項目		確認箇所	検査結果
建 物 構 造	(1) 基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	(2) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体の外れのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
	(6) 屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	(7) 手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。	
	(8) 消防隊非常用進入口	表示されているか。また、進入障害はないか。	
防 火 施 設	(1) 外壁の構造及び開口部等	① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2) 防火区画	① 防火区画を構成する壁、天井に損傷がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
避 難 施 設	(1) 廊下・通路	① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	(2) 階段	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3) 避難階の避難口（出入口）	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の鍵は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	
火 気 設 備 器 具	(1) 厨房設備（大型レンジ、フライヤー等）、ガスコンロ、湯沸器	① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周辺は整理整頓されているか。	
電 気 設 備	(1) 変電設備	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、加熱はないか。	
	(2) 電気器具	① タコ足の接続を行っているか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
危 険 物 施 設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。	
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。	
		検査実施者氏名	検査実施日
			防火管理者確認

別表5 消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表

実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備（移動式） (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例：物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例：物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備（固定式） (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例：物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲り及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧系の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 放送設備により、放送ができるかどうか。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	

誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入経路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲にはホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等の使用上の障害となる物がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
検査実施者氏名		防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表7 自衛消防隊の編成と任務（その1 本部隊）（例）

自衛消防隊本部長 _____（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。）			
自衛消防隊長 _____（自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。）			
自衛消防副隊長 _____（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。）			
本部隊の編成（災害発生時）		警戒宣言発令時の組織編成と任務	
	災害発生時の任務		警戒宣言発令時の組織編成と任務
指揮班	<ol style="list-style-type: none"> 1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊への命令の伝達並びに情報の収集 4 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 5 その他指揮統制上必要な事項 	情報収集班として編成する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関等により警戒宣言発令に関する情報を収集し、各階に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、衣料品等及び防災資器材の確認をする。 5 在館者の調査
通報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡 		
消火班	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐 	点検措置班として編成する。	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等・特殊消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講ずる。
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 逃げ遅れの確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定 	平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
安全防護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災発生区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置 	点検措置班として編成する。	上記の消火班の任務に同じ。
救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 	情報収集班として編成する。	上記の指揮班と通報連絡班の任務に同じ。

自衛消防隊の編成と任務（その2 地区隊）（例）

地区隊長（担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防隊長（本部）への報告連絡を行う。）		
地区隊の編成（災害発生時）		
<p>1階 地区隊長 _____</p> <ul style="list-style-type: none"> 通報連絡担当 _____ 消火担当 _____ 避難誘導担当 _____ 安全防護担当 _____ 救護担当 _____ <p>2階 地区隊長 _____</p> <ul style="list-style-type: none"> 通報連絡担当 _____ 消火担当 _____ 避難誘導担当 _____ 安全防護担当 _____ 救護担当 _____ 	<p>3階 地区隊長 _____</p> <ul style="list-style-type: none"> 通報連絡担当 _____ 消火担当 _____ 避難誘導担当 _____ 安全防護担当 _____ 救護担当 _____ <p>4階 地区隊長 _____</p> <ul style="list-style-type: none"> 通報連絡担当 _____ 消火担当 _____ 避難誘導担当 _____ 安全防護担当 _____ 救護担当 _____ 	
災害発生時の任務		警戒宣言発令時の組織編成と任務
通報連絡担当	防災センターへの通報及び隣接各室への連絡	情報収集担当として編成し、テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
消火担当	消火器等による初期消火及び本部隊消火班の誘導	点検担当として編成し、担当区域の転倒、落下防止措置を講ずる。
避難誘導担当	出火時における避難者の誘導	災害発生時と同様の編成とし、本部の指揮により、避難誘導を行う。
安全防護担当	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	点検担当として編成し、上記の消火担当の任務に同じ。
救護担当	負傷者に対する応急処置	応急措置担当として編成し、危険個所の補強、整備を行う。

別表8 防火管理業務の一部委託状況表 (年 月 日現在)

防火対象物名称				再受託者の有無
管理権原者氏名				<input type="checkbox"/> 無し
防火管理者氏名				<input type="checkbox"/> 一部有り
				<input type="checkbox"/> 全部
受託者の氏名及び住所等 [法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地]				受託者が再委託する場合は記入
氏名(名称)				
住所(所在地)				
電話番号				
担当事務所(所在地)				
電話番号				
講習修了者氏名				
講習修了証番号				
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他()
		方法	常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯	
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他()
		方法	巡回回数 巡回人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	
	遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他()
		方法	現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	

(備考)「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□にレ印を付すこと。